

自動車税過誤納金の還付請求権譲渡通知書

(表面)

年 月 日

鹿児島地域振興局自動車税課長 殿

納税義務者（還付請求権の譲渡者）

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

実印 ※1

連絡先電話番号 ()

下記のとおり自動車税過誤納金に係る還付請求権を譲渡したので、「鹿児島県自動車税過誤納金の還付請求権の譲渡・譲受に関する取扱条項」に基づき通知します。

記

1 還付対象となる自動車税過誤納金

ひらがな		
登録番号：鹿児島・鹿・奄美	()	(年度課税分)
二重納付等による還付の場合	該当納付日	年 月 日
抹消による還付の場合 ※2	抹消登録日	年 月 日

2 還付請求者（還付請求権の譲受者）

住所（所在地）	〒	—
氏名（名称）	(フリガナ)	
電話番号		

3 還付金振込先 ※3

振 込 先		預金種別	口 座 番 号					
金融機関名		☐ 普通 ☐ 当座						
本支店名等		口座名義 (カタナ)						

(※漁業協同組合の口座は指定できません。)

※1 実印を押印し、納税義務者（還付請求権の譲渡者）の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の写しを添付してください。

※2 抹消による還付の場合、抹消登録後 10 日以内に提出してください。（郵送の場合、抹消登録後 10 日以内に当課必着）

また、抹消登録が終わっていない場合、受付できません。

提出（郵送の到着）が遅れると納税義務者にそのまま還付される場合がありますので、抹消登録後 10 日以内の提出が困難な場合、鹿児島地域振興局自動車税課（099-261-5611）へ連絡してください。

※3 振込先の通帳等の口座の写しを裏面に貼付してください。

提出先（郵送）先

〒891-0131 鹿児島市谷山港 2-5-1 鹿児島県鹿児島地域振興局自動車税課

【還付口座の貼付欄】

通帳等の写しを貼付してください。

欄が足りないときは、通帳等の写しを添付してください。

振込が終了するまでは、口座の解約や名義変更等を行わないようお願いします。

- ・ 通帳の場合
金融機関名、支店名、口座番号（ゆうちょ銀行は記号番号）、口座名義人（カタカナ）が判る部分
※ ゆうちょ銀行は支店名（例：七七七）が判る部分の写しも貼付してください。
- ・ キャッシュカードの場合
店番、口座番号（ゆうちょ銀行は記号番号）、口座名義人が判る部分
- ・ Web 通帳の場合
アプリやネットバンキングの口座情報（店番、口座番号、口座名義人（カタカナ））画面のスクリーンショットの写し

「鹿児島県自動車税過誤納金の還付請求権の譲渡・譲受に関する取扱条項」

- 1 還付先の変更については、納税義務者（自動車税過誤納金及び還付加算金の還付請求権の譲渡者。以下「甲」という。）が通知するものとする。
- 2 甲は各課税年度における自動車税を納付すべき者とし、自動車税過誤納金及び還付加算金の還付請求権の譲渡・譲受に関する合意について、第三者へ異議を申し立てないものとする。
- 3 本通知書により通知される以前（通知日の記載がない場合は、通知書の受理日とします。）に、甲に県税等の未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により先に当該未納の県税等に自動車税過誤納金及び還付加算金を充当し、なお余剰がある場合に還付するものとする。
- 4 この還付金受領者変更による紛争については甲と還付請求者（還付請求権の譲受者）の間で解決するものとし、鹿児島県には何らの負担をかけないものとする。
- 5 鹿児島県は必要に応じて自動車税の過誤納金及び還付加算金の還付請求権の譲渡・譲受の内容について調査し、内容に疑義があるときは自動車税過誤納金の還付請求権譲渡通知書を受理しないものとする。